

「笠松町運動公園出店募集！」

笠松町・笠松町商工会では、多くの親子が来訪する笠松町運動公園の賑わい創出や魅力増大に寄与する目的にて運動公園敷地内での飲食品販売の出店を募集します。

日 程 令和5年3月1日（水）～令和6年3月31日（日）

販売時間 午前10時 ～ 任意（午後5時までには撤去完了）

場 所 笠松町運動公園駐車場横スペース

出店対象 笠松町商工会員であり反社会的勢力でない者

出 店 数 2店・キッチンカー可 簡易テント等は出店者持参
応募多数の場合は、日替わり交代等の調整します。

出店区画 間口7.0m×奥行3.0m以内

出店項目 飲食品

出 店 料 1,000円/日 出店日数に応じて
※後日、月ごとにまとめて請求納付書を送らせていただきます。

出店要件 簡易テント、キッチンカーでの出店
ガス機器、焼き台等の厨房機器は
出店者にて用意。
移動販売許可もしくは臨時営業許可を
取っていること。
販売した飲食品のゴミは販売店にて
回収する。
反社会的勢力でないこと。



申込先 笠松町商工会

問い合わせ 〒501-6082 岐阜県羽島郡笠松町春日町 15-1

電話 058-388-2566 FAX058-387-6840

- [出店留意点] ◎テント・机・イス・電源等の備品は各自準備する。
- ◎キッチンカーでの出店可
 - ◎出店区画以外での出店行為は行わない。
 - ◎飲食物販売における保健所への営業許可、消防署への火気使用による露店等の開設届は、各自申請する。
 - ◎火気使用者はガスボンベの固定、消火器（業務用）の設置を行う。
 - ◎アスファルト上での直火焚は厳禁。
 - ◎給排水について手洗い程度の水道（飲料不可）はあるが、飲料水は各自準備。排水不可。
 - ◎店舗から出るゴミは出店者での持ち帰り。販売した消費者のゴミも自発的に回収する。
 - ◎荒天時は出店をしない。
 - ◎出店者による生産物責任（食中毒）については各自で保険加入等対応する。
 - ◎出店者が設置したテント・備品については、各自その都度、持ち帰りをお願いします。

- [募集開始] 令和5年2月下旬より
商工会ホームページ、SNS、笠松町ホームページ等で周知
応募多数の場合は、日替わり交代等の調整します。
出店日の2週間前に応募を締め切ります。
出店日2週間前締め切り後に出店許可証を発行します。

- [申込方法] 出店申込書に記入の上、申込書を提出。
商工会事務局持参もしくはFAX058-387-6840 [笠松町商工会]
申し込みは、3週間分までの申込は受付しますが、1ヶ月まとめでの申込は、ご遠慮ください。

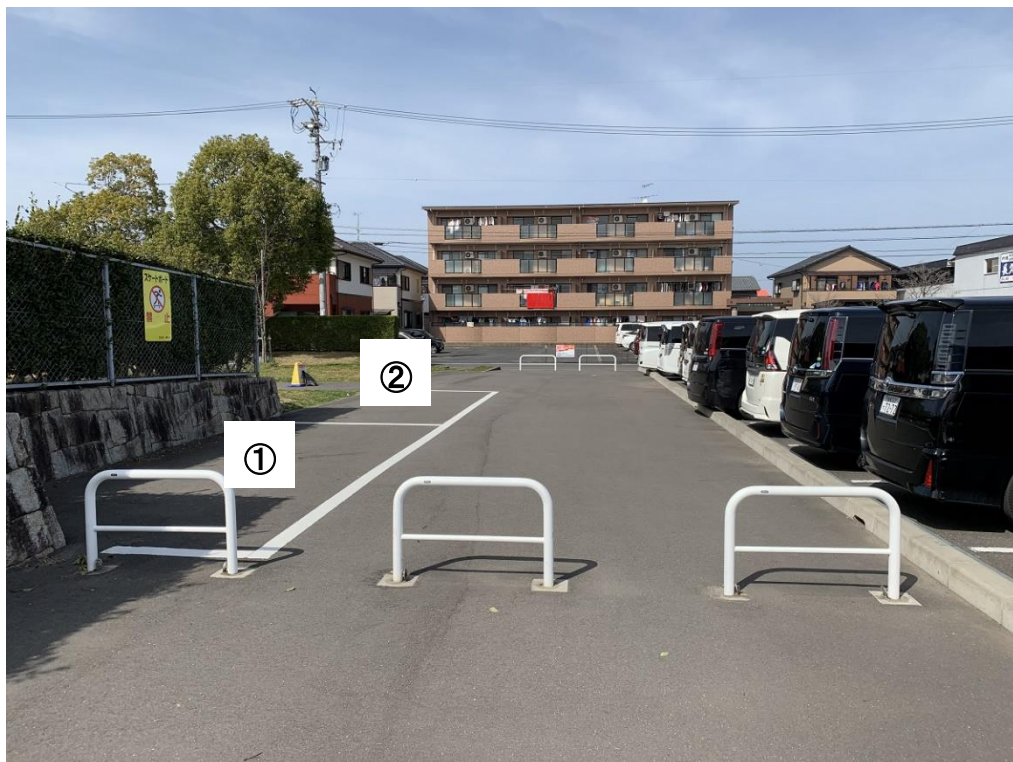
- [申込場所] 笠松町商工会 笠松町春日町 15-1

- [出店確定] 出店確定後は出店者へ出店確定日、出店位置番号、搬入搬出による番号鍵の説明をFAXにて送付します。

【会場レイアウト】

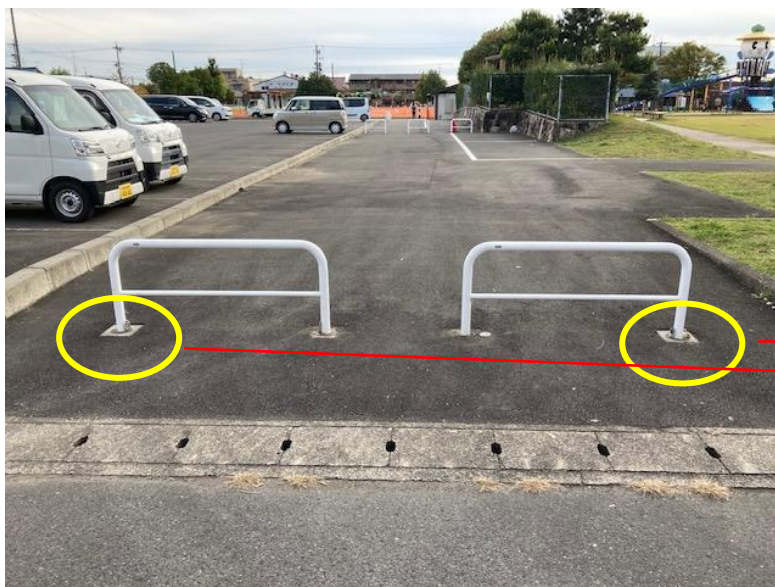


 出店場所



【出店場所の柵のカギの管理】

- 出店者には、出入口の番号カギの開錠番号をお知らせします。(月ごとで変えます) 開錠して入ってください。入庫後、出庫後はカギを施錠してください。
- キッチンカーの場合は、そのまま出店枠内にて販売してください。
テント設置による販売の方は、テント設置後、車両は一般駐車場へ移動させてください。



番号キー

(様式第 1 号)

(申請日)

令和 年 月 日

笠松町商工会会長 様

受付番号

出店申込書

令和 5 年度 笠松町運動公園出店事業に伴う、出店を申し込みます。

(申請者)

※太枠内のみご記入ください。

住所 〒 ー 県 区市郡	電話番号	自宅	
		携帯	
店名	FAX (必須)		
フリガナ 氏名 男 印 女			
出店業種 (飲食品のみ)	営業品目		
出店希望日	/ () / () / () / () / () / () / () / () / () ※出店申込日が重複した場合は、交代での出店で調整 しますので、ご了承ください。		
出店ブース希望	① [南側] ② [北側] ○を付けてください		
使用火器等	1. プロパンガスの使用 2. 発電機の使用 3. その他 ()		

表明・確約に関する同意

私は、「令和5年度 笠松町運動公園出店事業」に出店するに際し、第1項の各号のいずれかに該当し、もしくは、第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに出店を取り消されても異存はありません。

また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任とします。

1 次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
にしている者
- (6) その他前各号に準ずる者

2 次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 他人に出店許可の名義を貸すこと
- (2) 暴力団・暴力団員にみかじめ料、ショバ代などの名目を問わず金品を渡すこと
- (3) 暴力団・暴力団員及びその支援者などを従業員として使うこと
- (4) 営業中において、粗暴、ひわいな言動などお客に迷惑をかけること
- (5) 半裸体及び入れ墨をのぞかせるなど粗野な服装や態度をとること
- (6) 商工会の指示に従わない場合
- (7) ゴミの放置
- (8) その他前各号に準ずる行為

令和 年 月 日

氏名

印

笠松町商工会 会長 様